

福岡県公報

平成二十二年四月三十日
第三千百五号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月三十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 八女市の項中

耳納高原病院

星野村字古道七二七七―七

を

耳納高原病院

星野村七二七七―七

に改め、

二 老人ホームの項中

有料老人ホーム西の丘

西の丘一―六―一

を

有料老人ホーム西の丘

西の丘一―六―一

に、

有料老人ホームさわやか野方館

野方四―三四―一

改める。

特別養護老人ホームやすらぎ園

鞍手町大字木月字黒木一五九九

を

特別養護老人ホームやすらぎ園

鞍手町大字木月一八二六一―一

に、